

共同研究に係る間接経費割合に関するお願い

国立大学法人東京海洋大学

規則改正により共同研究時に納入いただく間接経費額が変わります

(令和元年10月1日規則改正、令和2年1月1日より施行開始)

東京海洋大学は、本学における教育・研究の成果をもって、我が国及び世界の地域社会や海洋関連産業界との連携を強化し、諸課題の解決や産業振興に貢献するため、企業等との共同研究を積極的に進めて参りました。

共同研究の実施に当たっては、企業等から直接経費として共同研究費及び間接的に必要となる経費として一般管理費(総額の10%)を負担いただく一方、本学からも直接経費として教員人件費及び間接的に必要となる経費を負担してきました。

しかしながら、この共同研究の実施に間接的に必要となる経費は、共同研究費の約40%となっており、企業等からいただいている一般管理費では十分ではなく、不足分約30%は大学が負担している状態です。このことから、本学の経費削減努力にもかかわらず、本学の教育研究活動に影響を及ぼしかねない状況となっています。

本学において共同研究を持続的に実施し、また、更なる推進を図るため、共同研究の実施に間接的に必要な経費負担割合を見直したく、何卒ご理解を賜りますようお願いいたします(詳細は次頁)。

(主な変更点)

・間接経費徴収額について

変更前: 一般管理費として共同研究費総額の10%を納入する。

変更後: 間接経費として共同研究費の30%分を別途納入する。

・本変更は共同研究契約日が令和2年1月1日以降の研究から適用する。

※共同研究の内容(契約締結時期、期間等)によっては経過措置があります。

詳しくは、担当係にご相談ください。

問合わせ先(担当係)

総務部研究推進課研究支援係

電話: 03-5463-4039

電子メール: ke-shien@o.kaiyodai.ac.jp

共同研究に係る間接経費割合の変更の詳細

規則改正により共同研究時に納入いただく間接経費額が変わります

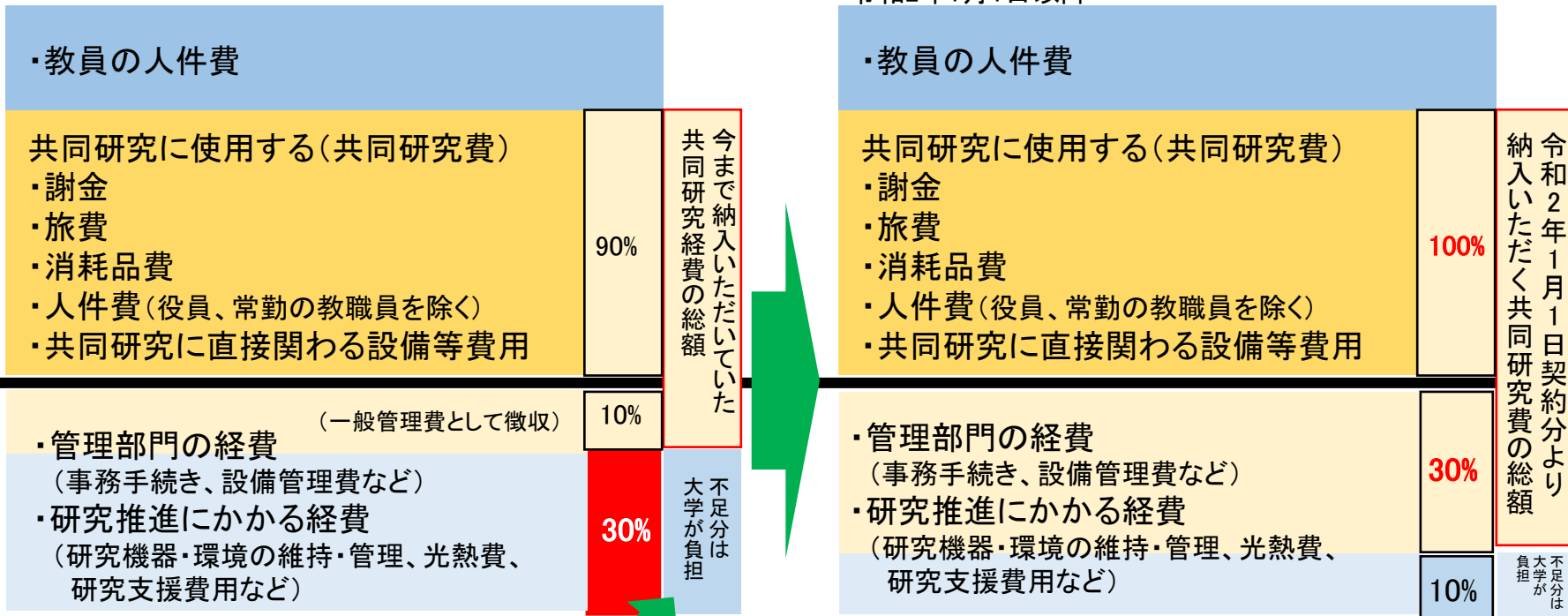
(令和元年10月1日規則改正、令和2年1月1日より施行開始)

これまで

令和2年1月1日以降

直接経費

間接経費



近年の「産学官連携による共同研究強化のためのガイドライン」や大学・国研等に対する企業の投資額を2014年度水準の3倍にする目標設定などにより、相対的に大きな負担となってきており、教育研究活動へ影響し始めています。

大学負担経費
 外部機関等(企業など)負担経費